⑿
届　　出　　日　平成23年10月26日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　香港
住所又は所在地　香港　セントラル　プリンス・ビルディング22階

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2011年10月12日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】中国建設銀行股份有限公司 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市西城區金融大街25號	―

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成23年11月30日　東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁立川支部　平成23年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年11月30日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成20年10月中旬ころから平成21年３月31日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
伊藤学及び共犯者らは、架空の会社である「プロスタイル」又は「ユアーズ」の社名で開設したホームページのアンケートに応募してきた被害者らに電話（検察官が既に把握している電話番号については、後記４の⑴参照のこと。）をかけ、パチンコの攻略情報を提供する同社らの社員（検察官が既に把握している犯人らが電話で被害者と対応したときに使用した名前については、後記４の⑵参照のこと。）を装い、「パチンコモニター会員になれば多額の収入が得られる。」などとうそを言って金員の交付を要求し、会員登録料、年会費、情報料等の名目で指定する銀行等の口座（検察官が既に把握している銀行等の口座については、後記４の⑶を参照のこと。）に振込入金させて、これをだまし取ったり、さらに、前記振込入金した被害者らに電話をかけ、同社らの代表者等を装い、「全額振り込んでいない。不正を認めるわけにはいかない。損害賠償を請求する。」などと脅して金員の交付を要求し、前記口座に振込入金させて、これを脅し取ったりした行為（参考となる主な犯行の方法については、後記４の⑷を参照のこと。）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯人らが被害者との通話に使用した電話のうち、検察官が既に把握している電話番号（番号順）
0120―454―354、　0120―615―685、　03―3476―2136、　03―3485―0465、　03―3485―0479、03―3485―0489、　03―3485―0495、　03―5452―1342、　03―5803―2585、　080―1104―1238、080―1241―5311、080―1336―8374、080―2034―3270、080―2034―4278、080―2034―8270、080―2062―4144、090―1614―8289、090―3402―5958、090―4000―2806、090―4000―3043、090―4000―3071、090―4000―3139、090―4000―3256、090―5342―2478、090―8256―8217
⑵　犯人らが電話等で被害者と対応したときに使用していた名前のうち、検察官が既に把握している名前（五十音順）
イシイ、オカダ、カネコ、キトウ、シミズ、スドウ、タチバナ、ナリタ、ハシモト、フジイ　フジタ、マツイ、ミタカ、ムラタ、モリ、ヤマモト、ゴトウ
⑶　犯人らが金を振り込ませた指定口座のうち、検察官が既に把握している口座（五十音順）
・イオン銀行ペリドット支店　オオスガ　ハジメ名義　口座番号0490416
・京都信用金庫吉祥院支店　タニガキ　シノブ名義　口座番号0866788
・京都中央信用金庫吉祥院支店　タニガキ　シノブ名義　口座番号0522101
・京葉銀行鎌取支店　オオスガ　ハジメ名義　口座番号4349911
・セブン銀行サルビア支店　クサチ　タカマサ名義　口座番号0317685
・セブン銀行サルビア支店　タニガキ　エリ名義　口座番号0370806
・千葉興業銀行鎌取支店　オオスガ　ハジメ名義　口座番号1095150
・三井住友銀行池袋支店　イワタ　タカヒロ名義　口座番号3057765
・三井住友銀行京都支店　タニガキ　エリ名義　口座番号8545355
・三菱東京ＵＦＪ銀行梅田新道支店　カノウ　ユタカ名義　口座番号0000249
⑷　参考となる主な犯行の方法
①　架空の会社の社員を装い、「パチンコ台のモニターをやってお金を稼ぐ気はありますか。」、「あなたの携帯電話に電波を送って、遠隔操作であなたが座っているパチンコ台を大当たりさせます。」、「それをほかのお客さんに見せて、客寄せするモニターを募集しています。」、「パチンコメーカーから依頼を受けているから違法ではない。」、「年会費１万円で、月20万円稼げる。」、「出玉の６割が取り分となります。」などとうそを言う。
②　架空の会社の部長等を装い、「特別会員になりませんか。１時間で５万円は稼げる。特別会員になるには情報料として350万円が必要なんですが、今回募集する新規会員についてはこのお金なしで加入できる。」、「問題が発生し、特別扱いすることは、できないことになった。会社の経理のお金250万円を充てるので、残りの100万円を支払うことはできないか。」などとうそを言う。
③　架空の会社の代表等を装い、「振り込みの履歴を調べたが、全額振り込んでいないじゃないか。」、「代表としてそんな不正を認めるわけにはいかない。」、「取引先の会長に話をしたが納得してもらえない。再交渉するのであと100万円何とかならないか。不正をしたのはあなただ。あなたから振り込まれた金でなければ会長は納得しない。」、「不正をしておいてなんだ。もっと大変なことになるんですよ。」、「あなた自身が責任を取らなければならない。裁判沙汰にするぞ。」、「不正をしたあなたに損害賠償を請求することもできるんだぞ。」、「サラ金でカードを作って50万円借りてこい。」などと脅す。
5　開始決定の時における給付資金の額　金1,260万7,692円
6　支給申請期間　平成23年11月30日から平成24年１月30日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　東京地方裁判所立川支部
⑵　裁判年月日　平成22年11月９日
⑶　確定年月日　平成22年11月25日
⑷　被告人の氏名又は名称　伊藤　　学
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、共犯者らと共謀の上、被告人らが開設したホームページのアンケートに応募してきた多数の者に対し、被告人らが電話で、「パチンコモニター会員になれば多額の収入が得られる。」などとうそを言い、金員の交付を要求し、その旨誤信した者らをして、被告人らが管理する第三